

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、国民健康保険の資格管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

平成27年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 なお、特定個人情報ファイルについては、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 16、30の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 42、44、45の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号第25条、第26条 【情報提供】 番号法第19条7号、別表第二 42の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長	市民課長 田中 幸治
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所市民福祉部市民課 TEL0950-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所総務部総務課 TEL0950-22-4111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]